

# 令和5年経営事項審査申請の手引（令和5年1月1日以降の申請対応版） の主な変更点

## ■ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（新設）

審査基準日以前に「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」を取得している場合が加点対象となります。

<関連ページ>

P16：「その他の審査項目（社会性等）」申請様式（記入例）

P20：「その他の審査項目（社会性等）」記入要領

## ■ 建設機械の保有状況（拡大）

加点対象となる建設機械が拡大されました。

<関連ページ>

P7：「申請書類一覧」

※『⑪保有建設機械一覧表（岡山県建設機械様式1-2）』及び『⑫保有建設機械の証拠書類（各法令に基づくもの）』を削除しました。

P24～P25：「その他の審査項目（社会性等）」記入要領

※保有建設機械の写真やカタログ等の事前提出を廃止しました。記入に当たっては、必ず加点対象となる建設機械の仕様を確認の上、変更後の様式「保有建設機械一覧表（岡山県建設機械様式1）」を作成してください。

P35：「保有建設機械一覧表（岡山県建設機械様式1）」（記入例）

※様式を変更しました。

## ■ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無（追加）

審査基準日において「エコアクション21」の認証を受けている場合が加点対象となります。

<関連ページ>

P16：「その他の審査項目（社会性等）」申請様式（記入例）

P25：「その他の審査項目（社会性等）」記入要領

## ■ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（新設）

CCUSの活用状況が加点対象となります。

※令和5年8月14日以降の審査基準日から申請が可能となります。

<関連ページ>

P16：「その他の審査項目（社会性等）」申請様式（記入例）

P20：「その他の審査項目（社会性等）」記入要領

## ■ その他（共通）

- ・レイアウトの調整
- ・軽微な文言の修正 等